

非核三原則の堅持と法制化を求める意見書について

非核三原則の堅持と法制化を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年3月24日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

非核三原則の堅持と法制化を求める意見書

1967年に佐藤栄作首相が国会で、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を表明し、1971年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議を採択した。非核三原則は、国是として半世紀以上にわたり堅持されてきている。

そうした下で、安保3文書の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは、被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献してきたことや、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから、許されない。

核兵器が使用されないためには、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取組を行っていくことが不可欠である。

よって、国においては、非核三原則を国是として堅持するとともに法制化を目指すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会